

中国日本商会入会資格規程

2008年4月23日制定

2014年6月18日理事会決議一部改正

1. 日系企業の定義

定款第5条の「(日本国法人が出資する) 外商投資企業」とは、日系資本が25%以上の法人のこととする。

日系資本が25%以上とは、一義的には、営業許可証、外商投資企業批准証書の記載で確認するが、その他、事務局が認める書類により、実質的に日系資本企業であることが、確認できる場合は、日系企業とみなし、会員資格を認める。

2. 地域の定義

会員の所在する地域は、原則として在北京の日本大使館の管轄地域(北京市、天津市、山東省、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内蒙古自治区)とする。

上記以外の地域から特に希望があった場合は、企画委員会で協議する。

3. 個人会員資格の定義

個人会員の対象となる日本人(日本国籍を有する個人。以下同様)は、原則として、日系を除く外商投資企業で働く日本人とする。なお、「外国商会管理臨時規定」に基づき、中国企業で働く日本人は対象外とする。

また、法人会員の資格を有する法人(日系法人)に所属する日本人については、個人会員での入会ではなく、原則として、法人会員として入会するよう求めることとする。

4. 賛助会員について

(1) 定款第5条2項に規定された企画委員会の個別審査に関して、賛助会員としての入会を希望する者が企画委員会に審査申請を行うに当たって、以下のものを企画委員会に提出しなければならない。

① 本商会の理事2名の推薦

② (企画委員会の求めに応じて) 当該申請者の入会が本商会の活動に有益であると判断するために必要な材料

なお、企画委員会の個別審査の結果、入会が妥当と判断された場合は、当該申請者は、定款第6条の規定に従って、入会につき理事会の承認を得なければならない。

(2) 賛助会員は、定款並びに総会及び理事会の議決事項を遵守しなければならない。これに違反し、または実業人として必要とされる社会的道義を著しく損なうような行為のあった賛助会員については、理事会の決議を経て会員資格を一時停止することが出来る。

5. 中国に設立された日系法人の北京「弁事処」の扱い

企画委員会の審査を経て、入会資格を認めることができる。